**平成２１年（フ）第１０９９号**
岐阜県瑞穂市馬場上光町３丁目147番地
破産者　日進木材工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第６６０号**
大分市中央町３丁目７番36号
破産者　佐伯商事有限会社
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第５２７号**
北海道留萌市堀川町２丁目100番地
破産者　株式会社山根建設
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１４３号**
北海道旭川市大町二条15丁目
破産者　株式会社旭北電気
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６２号**
北海道旭川市豊岡四条８丁目７番５号
破産者　有限会社ワンダーオート
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６４号**
東京都八王子市小門町64番地10、開始決定時の住所東京都八王子市寺町21番地４エスカイア八王子寺町103号
破産者　堤　　秀夫
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第８９号**
東京都八王子市鑓水２丁目81番地５―102
破産者　有限会社ウィル
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第９０号**
東京都八王子市鑓水２丁目81番地５―102
破産者　山本　一也
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第２０１号**
岐阜県多治見市滝呂町16丁目２番地の61
破産者　林　　在沢
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２３年（フ）第２０号**
岐阜県多治見市星ケ台２丁目76番地　十六銀行星ケ台寮
破産者　山岡千穂子
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第６７号**
三重県伊勢市二見町西1017番地383
破産者　江村　正喜
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２３年（フ）第６４号**
滋賀県草津市矢橋町105番１
破産者　タカスギパワーホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２１５号**
京都府城陽市寺田樋尻60番地の34
破産者　株式会社ドゥー建築オフィス
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第８９号**
最後の住所京都府南丹市園部町新町118番地４　クラウンハイム園部1002号
破産者　被相続人亡浅野公一相続財産
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２２年（フ）第１６４号**
広島県呉市中央６丁目12番３号
破産者　山本総業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第２９号**
熊本県上益城郡山都町南田128番地１
破産者　株式会社興進ビルド
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第６６号**
大分県別府市石垣東７丁目1928番地
破産者　有限会社ジエイ・アール運輸
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第１０号**
愛知県豊川市三上町野地24番地
破産者　岡本　年延
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２８１号**
青森県弘前市大字東城北２丁目１番地13
破産者　槌谷　光雄
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第３０２号**
札幌市清田区清田７条３丁目13番21号　メモリアル清田201号
破産者　前川　博伸
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１２３号**
仙台市宮城野区東仙台１丁目15番26号　アメニティ東仙台Ａ棟207
破産者　石川　節子（旧姓二宮）
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３７号**
仙台市青葉区折立６丁目15番３号
破産者　小野松美幸
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係